

平成十二年政令第四百七十九号

資産の流動化に関する法律施行令

内閣は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
第二章 特定目的会社制度（第二条―第四十八条）
第三章 特定目的信託制度（第四十九条―第七十三条）
第四章 雑則（第七十四条―第七十七条）

第一章 総則

第一条 総則

この政令において「特定資産」、「特定目的会社」、「優先出資」、「特定社債」、「特定目的信託」又は「受託信託会社等」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第一条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資等、特定社債、特定目的信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

（業務開始届出に記載する政令で定める使用人等）
第二条 法第四条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項第六号（法第七十二条第二項及び第六十七号第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）
第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
イ 動産（有価証券を除く。）
ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
ハ イに掲げるものの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
ニ 次に掲げる特定資産 二十五年
イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産
五十年
第四条 削除
（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法第八十六号の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: 法第...項, 読み替えられる字句, 読み替える字句, 読み替えられる字句. Rows correspond to specific articles and items in the law.

Table with 4 columns: 法第...項, 読み替えられる字句, 読み替える字句, 読み替えられる字句. Rows correspond to specific articles and items in the law.

第百八十二 条の二第 一項	同項各号	資産流動化法 第三十八条に おいて準用す る第百八十條 第二項第一号 及び第二号
第百八十二 条の二第 一項第一号	第百三十九條第一項 第六十三條第 一項	資産流動化法 第三十條第二 項において準 用する第百三 十三條
第百八十二 条の四第 七項	第百三十三條	資産流動化法 第三十條第二 項において準 用する第百三 十三條
第百八十二 条の六第 一項	発行済株式（種類株式） 第百八十条第二項第三 号の種類（発行済株式）	特定出資
第百三十 四條第二項 第一号	市場価格のある同項の特定出 格として法務省令で定 める方法により算定さ れる額をもって、市場 価格のない同項の株式 については	

3 法第四十条第一項第八号に規定する特定目
的会社以外の者であつて政令で定めるものは、
次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事
務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外
のもの
イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
（1） 当該特定目的会社の役員又は使用人
（2） 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五
八号）の規定による調査に係る業務をす
ることができない者
ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護
士共同法人にあつては、次に掲げる者
（1） その社員のうちにイ（一）に掲げる者
があるもの
（2） 弁護士法又は外国弁護士による法律事
務の取扱い等に関する法律（昭和六十一
年法律第六十六号）の規定により、法第
四十四條第一項第八号の規定による調査
に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年
法律第百三十三号）第十六條の二第五項に規定す
る外国公認会計士を含む。以下この号におい
て同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げ
る者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
（1） 当該特定目的会社の役員又は使用人
（2） 公認会計士法の規定により、法第四十
四條第一項第八号の規定による調査に係
る業務をすることができない者
ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
（1） 当該特定目的会社の会計参与
があるもの
（2） その社員のうちにイ（一）に掲げる者
があるもの
（3） 公認会計士法の規定により、法第四十
四條第一項第八号の規定による調査に係
る業務をすることができない者

三 弁理士又は弁理士法人であつて次に掲げる
者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案
権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権
（これらを利用する権利を含む。）、技術上の
秘密（秘密として管理されてゐる生産方法そ
の他の事業活動に有用な技術上の情報であつ

第百四十四 條第一項	読み替へる読み替へられる字句 の読み替へる字句	読み替へる 読み替へ る字句
第百四十八 條	株式会社又は株式会社交換特定目的 の節において「株式会 社等」という。）	
第百四十九 條第一項	責任追及等の訴え（適責任追及 格旧株主にあつては第等 の訴え）	特定目的 会社

第百四十九 條第四項及び 第五項、第八 百五十條第一 項から第三項 まで並びに第 八百五十二條 第一項及び第 二項	第百五十二條第八百四十九條第一項 第三項	資産流動 化法第四 八項にお いて準用 する第八 百四十九 條第一項
第百五十三 條第一項	株式会社等 特定目的 会社	
第百五十五 條第二項	読み替へる読み替へられる読み替へる字句 の読み替へる字句	読み替へる 読み替へ る字句
第百五十一 條第一項（金 銭に限る。） 又は同條第二 項（金銭に限 る。）	規定	
第百五十二 條第一項（金 銭に限る。） 又は同條第二 項（金銭に限 る。）	規定	
第百五十二 條第二項第六 号まで、第百 五十一條第一 号、第九号、 第九号又は第 十四号	規定	
第百五十二 條第一項第八 号、第九号、 第九号又は第 十四号	規定	
第百五十二 條第一項第八 号、第九号、 第九号又は第 十四号	規定	

（特定目的会社の優先出資の併合について準用
する会社法の規定の読替え）
第百五十五條第一項の規定において特定
目的会社の優先出資の併合について会社法の規

定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える読み替えられる字句	読み替えられる字句
定	読み替えられる字句
第百八十二項	同項各号
第百八十二項の二第二	項において準用する第百八
第百八十二項の二第二	十条第二項第一号から第三
第百八十二項の二第二	号まで
第百八十二項の二第二	非訟事件手続法（平成二十
第百八十二項の二第二	三年法律第五十一号）第百
第百八十二項の二第二	四十四条に規定する公示催告
第百八十二項の二第二	の申立て
第百八十二項の二第二	資産流動化法第四十五条第
第百八十二項の二第二	三項において準用する第百
第百八十二項の二第二	三十三条

（特定目的会社の優先出資の消却及び併合について準用する会社法の規定の読替え）

第十七条 法第五十条第三項の規定において特定目的会社の優先出資の消却及び併合について会社法第二百三十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「相当する数の」とあるのは、「相当する口数の」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 法第五十五条第三項（法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）

二 法第七十二条第二項において準用する会社法第七百二十条第二項

三 法第七百三十二条第二項（法第四百九条第二項及び第百五十一条第五項において準用する場合を含む。）

四 法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項（法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第四項において準用する場合を含む。）

五 法第二百四十二条第三項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）

六 法第二百五十二条第二項において準用する信託法第九十九条第二項

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十九条 法第五十八条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合について会社法第三百七条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「取締役（監査役設置会社においては、取締役及び監査役）」とあるのは、「取締役及び監査役」と読み替えるものとする。

第二十条から第二十三条まで 削除

（会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定借入れの総額との合計額）

第二十四条 法第六十七条第一項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

（業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十五条 法第八十一条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について会社法第三百五十九条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「取締役（監査役設置会社においては、取締役及び監査役）」とあるのは、「取締役及び監査役」と読み替えるものとする。

（特定目的会社の取締役について準用する会社法の規定の読替え）

第二十六条 法第八十五条の規定において特定目的会社の取締役について会社法第三百五十七条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

（会計参与設置会社について準用する会社法の規定の読替え）

第二十七条 法第八十六条第二項の規定において会計参与設置会社について会社法第三百七十五条第一項及び第三百七十八条第一項第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える読み替えられる字句	読み替えられる字句
定	読み替えられる字句
第三百七十株主（監査役設置会社監査役	監査役
第五項第一	にあつては、監査役
第三百七十一週間（取締役設置一週間前の	一週間前の
八条第一項会社にあつては、二週日（資産流	間）前の日（第三十動化法第六
九条第一項	十三条第一
（特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）	
第二十八条 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える読み替えられる字句	読み替えられる字句
第八百四十第一項	資産流動化
七条第三項	法第九十七
及び第四項	条第一項
第八百四十第一項及び	資産流動化
七条第五項	法第九十七
	条第一項及
第一項の	同条第一項
株式会社又は株式交換等特定目的会	社
完全子会社（以下この節社	
において「株式会社等」という。）	
株式会社等	特定目的会
責任追及等の訴え（適格資産流動化	旧株主にあつては第八百法第九十七
四十七条の二第一項各号条第一項に	掲げる行為の効力が生規定する責
じた時までその原因と任追及の訴	なつた事実が生じた責任
又は義務に係るものに限	り、最終完全親会社等の
株主にあつては特定責任	追及の訴えに限る。）

第八百四十株主	株式会社等
及び第五項	及び第八
百五十条第	一から第
三項まで	三項まで
第八百五十	第五十五条、第百二条の資産流動化
条第四項	第二項、第百三条第三法第九十四
	項、第百二十条第五項、条第四項及
	第二百三十三条の二第二項及び第百二十
	二項、第百八十六条の二第条第五項
	二項、第百二十四
	（第四百八十六条第四項
	において準用する場合
	を含む。）第百六十二
	第三項（同項ただし書に
	規定する分配可能額を超
	えない部分について負う
	義務に係る部分に限る。）
	、第百六十四条第二
	項及び第百六十五条第二
	項
第八百五十	株式会社等
二条第一項	社
及び第二項	
第八百五十	第八百四十九条第一項
二条第三項	資産流動化
	法第九十七
	条第二項に
	おいて準用
	する第八
	百四十九条第
	一
第八百五十	株式会社等
三条第一項	社
	特定目的会
	社
	（優先資本金の額の減少をする場合について準
	用する法の規定の読替え）
第二十九条 法第一百条第四項の規定において同	
条第一項の規定による優先資本金の額の減少を	
する場合について法第六十四条第二項の規定を	
準用する場合においては、同項中「前項の決	
議」とあるのは、「前項の決定」と読み替える	
ものとする。	

<p>第四百四十六條 総株主</p> <p>株主 業務執行取締役</p>	<p>株式を 株主 株式 業務執行取締役</p> <p>特定出資又は優先出資を 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の</p>	<p>(特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読み替え)</p> <p>第三十条 法第百二十二条の規定において特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて会社法第百三十六條第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主又は設立時株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p> <p>(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読み替え)</p> <p>第三十一条 法第百十九條第一項の規定において特定目的会社の社員について会社法第百六十三條第一項の規定を準用する場合においては、同項中「金銭等に」とあるのは、「配当金の額又は分配金の額に」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第百十九條第一項の規定において法第百二十八條において準用する会社法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任、法第百五十條第一項において準用する会社法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び法第百五十三條第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第百六十四條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p>
<p>第四百四十七條 総社員</p>	<p>株式を 株主 株式 業務執行取締役</p> <p>特定出資又は優先出資を 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の</p>	<p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p>
<p>第四百四十八條 総株主</p>	<p>株式を 株主 株式 業務執行取締役</p> <p>特定出資又は優先出資を 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の</p>	<p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p>
<p>第四百四十九條 総社員</p>	<p>株式を 株主 株式 業務執行取締役</p> <p>特定出資又は優先出資を 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の 特定出資又は優先出資の</p>	<p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p> <p>読み替読み替え読み替えられる字句 社法の句 規定</p>

<p>第七百三十三号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者又は法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 三 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に限る。） （特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え） 第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者について会社法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五十五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、「第七百七十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百七十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百七十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項」とあるのは「第七百七十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。 （特定社債管理補助者について準用する会社法の規定の読替え） 第三十四条の二 法第二百二十七条の二第二項の規定において特定社債管理補助者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第七百三十三号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>
<p>第七百三十三号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>
<p>第七百三十三号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>第七百三十三号各号</p>

<p>4 法第七十八條第四項の規定において清算特定目的会社について会社法第五百五條及び第五百六條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第四百九十八條 第四百九十四條 資産流動化法第六百七十七條第一項</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>第四百九十六條 株主</p>	<p>十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項</p>
<p>3 法第七十七條第三項の規定において同条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書について会社法第九十六條第一項及び第二項並びに第九十八條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>読み替える会社法第九十九條第一項の規定</p>
<p>5 法第七十九條第一項の規定において特定目的会社の清算について会社法第九十九條第一項の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>読み替える会社法第九十九條第一項の規定</p>
<p>（制限される使用人） 第四十六條 法第九十八條に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。 （資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。） 第四十七條 法第九十九條第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>第九十九條 第一項</p>	<p>読み替える会社法第九十九條第一項の規定</p>

<p>第二受託者の受託信託会社等の任務</p>	<p>に掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第三項 読み替える字句</p>	<p>会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。 (反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え) 第六十七条 法第二十七十一条第五項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>新受託者 前受託者 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>第二受託者が二以上ある場合 前受託者 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>前受託者が二以上ある場合 前受託者 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>受託者の受託信託会社等の任務</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>前受託者が二以上ある場合 前受託者 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>「住所地」 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>「住所」 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>「住所」 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>
<p>「住所」 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>	<p>読み替える会読み替える字句 第三百八十五前項 第二項 読み替える字句</p>

第二受託者の 百六 任務	受託信託会社等の任務
十二 条第 三項	新受託者 新受託信託会社等

前受託者 の住所 地	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条第3号から第15号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
------------------	--

第二受託者が 百六 二人以上 に ある場合 十二 ある場合 条第 にお ける 四項 前項	受託信託会社等が二以上ある場合 前受託者 の住所 地
---	-------------------------------------

「住所 地」	「前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条第3号から第15号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
-----------	---

（前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え）
第六十九條 法第二百七十五條第五項の規定において同條第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二條第三項の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え）
第七十條 法第二百七十九條第三項の規定において同條第一項の場合について会社法第四百四十二條第三項の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。
 （業務の委託について準用する法の規定の読替え）
第七十一條 法第二百八十四條第三項の規定において同條第一項の委託について法第二百八條第三項及び第二百二條の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える読み替えられる読み替える字句 法第二百八條第三項	読み替える読み替えられる読み替える字句 法第二百八條第三項	読み替える読み替えられる読み替える字句 法第二百八條第三項	読み替える読み替えられる読み替える字句 法第二百八條第三項
特定目的会社 第二百二條	受託信託会社等 第二百二條	特定目的会社 第二百二條	受託信託会社等 第二百二條
特定目的会社 第二百二條 第二項 及び第三項	受託信託会社等 第二百二條 第二項 及び第三項	特定目的会社 第二百二條 第二項 及び第三項	受託信託会社等 第二百二條 第二項 及び第三項
資産流動化計画 （原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え） 第七十二條 法第二百八十六條第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九條第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。	資産流動化計画 （原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え） 第七十二條 法第二百八十六條第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九條第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。	資産流動化計画 （原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え） 第七十二條 法第二百八十六條第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九條第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。	資産流動化計画 （原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え） 第七十二條 法第二百八十六條第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九條第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--	--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る	第二百九條第一項にお 金融商品 引業に 募集等 の業 務に 係る
--	--

はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
---	--	--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）	有価証券又 受託証券 はデリバ イブ取 引（以 下の条 において 「有価証券 売買取引等 」という 。）
--	--

第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七
条の四、第三十八条から第四十条（同条第二号に
あつては、資産対応証券の募集等又は募集等の
取扱いに係る取引の公正を確保するためのもの
に限る。）まで並びに第四十四条の三第一項の
規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令
で定める規定は、法第二百八十六条第一項にお
いて準用する法第二百九条第一項において準用
する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の
三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八
条から第四十条（同条第二号にあつては、資
産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る
取引の公正を確保するためのものに限る。）ま
で並びに第四十四条の三第一項の規定とする。
（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確
保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第七十五条 法第二百九十条第一項の規定により
金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規
定により証券取引等監視委員会（以下「委員
会」という。）に委任されたものを除く。）のう
ち、法第二百七十七条第一項（法第二百九条第二
項（法第二百八十六条第一項において準用する
場合を含む。）において準用する場合を含む。）
の規定による権限は、委員会に委任する。た
だし、これらの規定による報告又は資料の提出を
命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊
急の必要があると認められる場合及び検査の効
果的かつ効率的な実施に特に資すると認められ
る場合における検査の権限は、金融庁長官が自
ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により
金融庁長官に委任された権限（法第二百九十四
条及び第二百三十二条の規定による権限を除く。
第四項において「長官権限」という。）は、特
定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人（法
第二百八条第一項に規定する特定譲渡人をい
う。以下同じ。）又は原委託者（法第二百二十
四条に規定する原委託者をいう。以下同じ。）
の本店、主たる事務所又は住所（以下「本店
等」という。）の所在地を管轄する財務局長
（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ
る場合にあつては、福岡財務支局長）に委任す
るものとする。ただし、法第二百十七條第一項
（法第二百九条第二項（法第二百八十六条第一
項において準用する場合を含む。）において準

用する場合を含む。法第二百九十条第二項の規
定及び前条の規定により委員会に委任されたも
のを除く。次項において同じ。）の規定による
権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げな
い。

2 法第二百七十七条第一項の規定による報告若し
くは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以
下「検査等」という。）で特定目的会社、特定
譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事
務所その他の施設（代理店を含む。以下「支店
等」という。）に関するものについては、前項
に規定する財務局長又は福岡財務支局長は
（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ
る場合にあつては、福岡財務支局長）も行うこ
とができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡
人又は原委託者の支店等に対して検査等を行
つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目
的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は
当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要
を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以
外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官
の指定するものについては、適用しない。
5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、
その旨を告示するものとする。これを廃止し、
又は変更したときも、同様とする。
（委員会の権限の財務局長等への委任）

第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により
金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げる
ものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託
者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該
所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合
にあつては、福岡財務支局長）に委任する。た
だし、委員会が自らその権限を行うことを妨げ
ない。
一 法第二百九十条第二項の規定により委員会
に委任された同項各号に掲げる権限
二 第七十五条の規定により委員会に委任され
た法第二百七条第一項（法第二百九条第二
項（法第二百八十六条第一項において準用す
る場合を含む。））において準用する場合を含む。
三 前項各号に掲げる委員会の権限で特定目的
会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に関する

ものについては、前項に規定する財務局長又は
福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を
管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局
の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務
支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡
人又は原委託者の支店等に対して検査等を行
つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目
的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は
当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要
を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以
外の支店等に対し、検査等を行うことができ
る。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る
同項各号に掲げる委員会の権限については、適
用しない。この場合における第二項の規定の適
用については、同項中「前項に規定する財務局
長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会
」とする。
5 委員会は、前項の指定をした場合には、その
旨を告示するものとする。これを取り消したと
きも、同様とする。

附則（平成二十二年六月七日政令第三〇
三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法
律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行
する。

附則（平成二十二年一月一七日政令第
四八二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資
産の流動化に関する法律等の一部を改正する法
律（以下「改正法」という。）の施行の日（平
成二十二年十一月三十日。以下「施行日」とい
う。）から施行する。ただし、次の各号に掲げ
る規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十九条中資産の流動化に関する法律施
行令第四条第三号の改正規定（若しくは商
標権（これらを利用する権利を含む。）を
「商標権若しくは回路配置利用権（これら
を利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘

密として管理されている生産方法その他の事
業活動に有用な技術上の情報であつて公然と
知られていないものをいう。）若しくは著作
権」に改める部分を除く。）の施行の日（平成十
三年一月六日）

二 第二十九条中資産の流動化に関する法律施
行令第四条第三号の改正規定（若しくは商
標権（これらを利用する権利を含む。）を
「商標権若しくは回路配置利用権（これら
を利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘
密として管理されている生産方法その他の事
業活動に有用な技術上の情報であつて公然と
知られていないものをいう。）若しくは著作
権」に改める部分に限る。）の施行の日（平
成二十二年二月二十七日政令第
五四八号）

この政令は、商法等の一部を改正する法律
（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成
十三年四月一日）から施行する。
附則（平成十三年一月四日政令第四
号）抄
（施行期日）
1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信
の技術の利用のための関係法律の整備に関する
法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施
行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附則（平成十三年二月九日政令第二八
号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。
附則（平成十三年六月二九日政令第二
二〇号）
この政令は、平成十三年十月一日から施行す
る。
附則（平成十三年七月二六日政令第二
五三三号）
この政令は、平成十四年四月一日から施行す
る。

附則（平成十三年九月二日政令第三
一一号）抄
この政令は、平成十三年九月二日政令第三
一一号抄

(施行期日)
第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日)から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年一月二三日政令第一〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

附則(平成一四年三月二〇日政令第五〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年四月二四日政令第一六四号)
この政令は、商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年五月一日)から施行する。

附則(平成一四年六月二一日政令第二二〇号)
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則(平成一五年三月二八日政令第一一七号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成一五年一月三〇日政令第九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則(平成一六年三月一九日政令第四五号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則(平成一六年九月八日政令第二六六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の一部の施行の日(平成十六年十月一日)から施行する。

附則(平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一六年二月三日政令第三八五号)
この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年二月一日)から施行する。

附則(平成一六年二月二八日政令第四二九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則(平成一七年二月一六日政令第一九号)
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成一七年二月一八日政令第二四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則(平成一七年三月九日政令第三八八号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年三月九日から施行する。

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
(資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)
2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定(不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

資産の流動化に関する法律第三条の規定による改正する法律第三十八条第二項第九項の資産の流動化に関する法律施行令第四号

投資信託及び投資法人に関する法律による改正する法律第十六条の二正後の投資信託及び投資に関する法律第四十九条投資法人に関する法律の十一第一項において準行令第二十二号第三号第三十四号第四号及び八、第三十四号第三号第三十四号の四第一項 八及び第四十九号第一項第三号ハ

特定目的会社による特定第五号の規定による改正する法律第三十八条第二項

附則(平成一七年六月二九日政令第二三〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附則(平成一八年一月二七日政令第一二二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則(平成一八年四月一九日政令第一七四号)
この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附則(平成一九年七月一三日政令第二〇八号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則(平成一九年八月三日政令第二三三三三三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一九年十一月二四日政令第三六九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

第三十条 既登録社債等については、第三十八条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律施行令第三十六号及び第七十三号第二項の規定は、なおその効力を有する。

附則(平成二二年一月二三日政令第八三〇三三三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一号第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

附則(平成二二年二月二八日政令第三〇三三三三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八号第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法
施行令第十三条第一項の改正規定、第十一条
中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定
（同条第一項の表以外の部分中「場合」の下
に「（同法第十二条の三を準用する場合を除
く。）」を加える部分及び同条に一項を加える
部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令
第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業
協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二
項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令
第二十一条の改正規定、第三十一条の規定、
第三十三条中投資信託及び投資法人に関する
法律施行令第二百一十一条第一項の改正規定並
びに第三十五条の規定、改正法附則第一条第
三号に掲げる規定の施行の日（平成二十年
十月一日）

（罰則の適用に関する経過措置）
第五条 この政令（附則第一条第二号に掲げる規
定にあつては、当該規定）の施行前にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。
附則（平成二十三年六月二十四日政令第一
八一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する
法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放
送法等改正法」という。）の施行の日（平成二
十三年六月三十日。以下「施行日」という。）
から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第十三条 この政令の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成二十三年一月一六日政令第
三三九号）

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化
のための金融商品取引法等の一部を改正する法
律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。
附則（平成二十三年一月二八日政令第
三五六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、民間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正
する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施
行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行
する。

附則（平成二十七年一月二八日政令第二
三三号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の
施行の日（平成二十七年五月一日）から施行す
る。
附則（平成二十七年五月一五日政令第二
三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を
改正する法律（以下「改正法」という。）の施
行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行
する。

附則（平成二十八年五月二七日政令第二
三三二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二十九年二月二七日政令第
三三二六号）

この政令は、金融商品取引法の一部を改正す
る法律の施行の日（平成三十年四月一日）から
施行する。
附則（令和元年一月七日政令第一四
八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行す
る。
附則（令和三年二月三日政令第二二二
号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の
施行の日（令和三年三月一日）から施行する。
附則（令和三年八月四日政令第二二三
号）
この政令は、令和三年九月一日から施行す
る。
附則（令和三年二月二四日政令第三
四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する
法律（以下「改正法」という。）の施行の日
（令和四年四月一日）から施行する。
附則（令和四年二月一八日政令第四二
二号）

この政令は、外国弁護士による法律事務の取
扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律
の施行の日（令和四年十一月一日）から施行す
る。
附則（令和四年六月二四日政令第二三
八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、地球温暖化対策の推進に関する
法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六

十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施
行する。
附則（令和四年八月三日政令第二六八
号）
この政令は、会社法の一部を改正する法律附
則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
（令和四年九月一日）から施行する。
附則（令和五年一月一〇日政令第三
二八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同
組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第
三十四号）の施行の日（令和六年四月一日）か
ら施行する。

附則（令和五年一月一〇日政令第三
二八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同
組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第
三十四号）の施行の日（令和六年四月一日）か
ら施行する。